

第2回経営委員会議事録

1. 日 時：平成29年10月2日（月）15:30～17:30

2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 会議室

3. 出席委員：・高橋理事長・平野委員長 ・新井委員長代理 ・岩村委員 ・加藤委員
・古賀委員 ・小宮山委員 ・中村委員 ・根本委員 ・堀江委員

4. 議 事

1 開会

2 報告事項

（1）経営委員会の運営に関し必要な事項について

（2）理事任命の報告について

（3）幹部人事異動について

（4）中期目標の変更について

3 議決事項

（議決事項1） 業務方法書の変更について

（議決事項2） 中期計画の変更について

（議決事項3） 管理運用の方針の変更について

（議決事項4） 年度計画の変更について

（議決事項5） 報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

（議決事項6） 制裁規程の変更について

（議決事項7） 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項の制定について

（議決事項8） 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項の制定について

（議決事項9） 組織及び定員に関する重要事項について

（議決事項10） 投資原則及び行動規範の変更について

（議決事項11） 役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項について

4 審議事項

コンプライアンスに関する主な規程について

5 その他事項

6 閉会

○平野委員長 これより第2回「経営委員会」を開会いたします。

それでは早速議題に入ります。

まずは1番目の報告事項「経営委員会の運営に関し必要な事項について」執行部から報告をお願いします。

●辻経営委員会事務室長 執行部から御報告いたします。

御案内のとおり、第1回の経営委員会については、各委員に説明がなされ、既に実質的に議論がなされていたことなどを踏まえ、厚生労働省年金局にも確認の上、持ち回りによって開催させていただきました。その結果、全委員より賛成をいただきましたので、決定した内容について順番に御報告させていただきます。

まず、経営委員長代理の指名でございますが、経営委員長代理につきましては、新井委員をお願いしております。

それから、報告事項でございます。報告事項1につきましては「経営委員会の運営に関して必要な事項について」ということで、①経営委員会規則の制定、②経営委員会議事録作成及び公表要領の制定を決定していただきました。

○平野委員長 続きまして、2番目の報告事項「理事任命の報告について」。理事長から報告をお願いいたします。

○高橋理事長 管理運用のほうは水野理事に、その他の部分は三石理事をお願いすることにいたしました。

○平野委員長 ありがとうございます。

では、新しく任命された両理事から一言お願いしたいと思います。まずは水野理事、お願いいたします。

●水野理事 管理運用の担当をさせていただきます水野と申します。

引き続き、よろしくお願いいたします。

○平野委員長 三石理事、お願いいたします。

●三石理事 その他の業務、具体的には企画、総務関係になりますけれども、その理事を拝命いたしました三石と申します。よろしくお願いいたします。

○平野委員長 続きまして、3番目の報告事項「幹部人事異動について」。執行部から報告をお願いします。

●三石理事 それでは、私のほうから10月1日付の幹部の人事異動がございましたので、順番に御紹介をさせていただきます。

まず、審議役の森でございます。

●森審議役 森でございます。よろしくお願いいたします。

●三石理事 続きまして、経営委員会事務室長の辻でございます。

●辻経営委員会事務室長 辻でございます。よろしくお願いいたします。

●三石理事 監査委員会事務室長の松本でございます。

●松本監査委員会事務室長 松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 三石理事 続きまして、運用リスク管理室長の西原でございます。
- 西原運用リスク管理室長 西原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 三石理事 最後になりますが、監査室長の大野でございます。
- 大野監査室長 大野でございます。よろしくお願いいたします。
- 三石理事 以上でございます。
- 平野委員長 ありがとうございました。

続きまして、4番目の報告事項「中期目標の変更について」。執行部から報告をお願いいたします。

- 鎌田企画部長 企画部長の鎌田です。

報告事項の4「中期目標の変更について」、説明いたします。

PDF資料の10ページからになります。よろしいでしょうか。もし何かありましたら、手を挙げて教えていただければ、担当の者が伺います。

- 平野委員長 済みません、電子ペンの使い方、わかりますか。

- 鎌田企画部長 よろしいですか。

- 平野委員長 はい。

- 鎌田企画部長 それでは、資料の10ページです。

報告事項4「中期目標の変更について」です。

厚生労働省発年1001号第85号ということで、昨日付で当法人の高橋理事長宛てに加藤厚生労働大臣から指示されたというものでございます。

11ページ、新旧対照表ということで載せております。全ては説明いたしません、ポイントだけ説明いたします。

第3の2、これは丸々新設されておりますけれども「国民から一層信頼される組織体制の確立」ということです。

本文、下線が引っ張ってあるところの3行目の最後のほうからですけれども「①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から法人に経営委員会及び監査委員会が設置される。経営委員会は、別紙に掲げる法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手續の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べるができることとなる。本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な

連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること」となっております。

続きまして3ポツの「(4) 運用手法について」ですけれども、修正されたところにつきましては「新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど」と挿入されております。

同じページの下の方ですけれども「(5) 運用対象の多様化」のところにつきましては、運用委員会と従来なっておりましたものが経営委員会とされております。

「4. 透明性の向上」。中ほどに「また」とありますけれども、ここも先ほどと同じように「経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど」とされております。

その下、5ポツのところの「(1) モデルポートフォリオの策定」ですけれども、下から2行目の冒頭ですが、主語の明確化ということで「経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して」と記載されております。

「(3) 基本ポートフォリオの策定」も同様に「経営委員会は」とされており、「策定」とされております。

2枚ぐらいいめくっていただいて、121分の17です。「第6 その他業務運営に関する重要事項」の「2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化」。従来は「監事の」となっていたところです。ここにつきましては「監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている」云々と記載されております。

説明は以上です。

○平野委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

ございませんようでしたら、次の議題に移りたいと思います。よろしゅうございますか。

次の議題に移らせていただきます。議題は「議決事項」となります。

内容が関連しておりますので、議決事項1～4をまとめて執行部から説明をお願いいたします。

●鎌田企画部長 資料は19ページからになります。

先ほどは報告事項、厚生労働大臣から当法人に示されるというものでしたけれども、これから先は当法人から厚生労働省に申請をするというものですので、議決事項になります。

まず、19ページ、議決事項1ですけれども「業務方法書の変更について」ということで、これは独法通則法の規定に基づき、厚生労働大臣宛て認可申請を行うとなっております。

20ページ。中ほどちょっと下あたりですけれども（意思決定ルールの明確化等）とございます。第17条、新のところすけれども「管理運用法人は、経営委員会を頂点とした意思決定ルール」ということで、従来は理事長とありましたけれども、これを経営委員会と

しております。

次の行ですけれども、従来は「理事長の」の前に特に何も入っておりませんでした、今回から「業務の執行における」と記載しております。

めくっていただいて（監査委員会及び監査委員会監査）につきましては、そこに記載のあるとおり、従来「監事」とありましたものを「監査委員会」としたものの。あと、必要な字句修正を行っております。

議決事項1につきましては以上のとおりです。

続きまして議決事項2「中期計画の変更について」を説明いたします。

これも中期目標が変わったということで指示がありましたので、それに対してこちらから中期計画ということで、厚生労働大臣宛て認可申請を行うということですので、こうしたいというものでございます。

24ページからが新旧になっております。「年金積立金管理運用独立行政法人中期計画」ということになっておりますが、25ページの旧のところを参考として中期目標がありますけれども、これに則した形で記載をしております。

27ページ「（3）運用手法について」ですけれども、これも先ほどの中期目標と同じような記載をしております。

28ページですけれども「（4）運用対象の多様化」というところで、修正したところにつきましては「経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行う」と記載しております。

次いで29ページですけれども「4. 透明性の向上」ということで、下ほどですが「また、運用受託機関等の選定等に関しては」ということで、先ほどの中期目標の記載に沿った形にしております。

30ページも「経営委員会は」というふうに主語を明確化するという、先ほど説明したとおり、それに沿った形で修正をしております。

議決事項2の説明は以上です。

よろしいでしょうか。

○平野委員長　まとめて御説明いただけますか。

●鎌田企画部長　では、議決事項3について説明いたします。

「管理運用の方針の変更について」ということで、これは厚生年金保険法に書いてございますが、これについても別紙のとおり変更したいということで、厚生労働大臣宛て承認申請を行いたいと考えているものです。

37ページが議決事項3という縦のもの。次の38ページからが新旧になっております。

これも似た文言が続くのですけれども、例えば40ページ目に「（3）運用手法について」ということで「新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について」ということで、先ほどと同様の記載に沿った対応をしております。

42ページ、「1. モデルポートフォリオの策定」ですけれども、これも「経営委員会は」

ということで平仄を合わせた形で修正をしております。

続いて、議決事項４「年度計画の変更について」というのは47ページにあります。これも同様なのですが、厚生労働大臣宛て届出を行うということを考えおります。

これは29年度計画なのですが、これも同じような記載です。少しページが飛びますが、54ページをお開きください。「③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し」とあるところの上から6行目あたり、括弧書きのところですが「機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する」と書いてございます。これは旧を見ていただきますと、従来は下の④のところに記載がありましたが、これをこちらに持ってきたという変更でございます。

55ページの「7. 管理及び運用能力の向上」でございます。ここの⑤は、従来は「適宜、運用委員会へ報告するとともに意見を踏まえ」とありましたが、今回は「経営委員会の適切な監督の下」と変えております。

59ページですが「3. 情報セキュリティ対策」ということで、微細な修正ではあるのですが、3行目で、従来は「日常的に確認を行う」としてありましたが、今回は「機能していることの確認を」と訂正しております。

60ページからが予算に関する新旧です。60ページが予算、61ページが収支計画となりますが、細か過ぎますので、エッセンスだけを取り出したものが63ページにございます。

「改正法施行に伴う平成29年度計画予算の変更について」ということで、上下に大きく分けておりまして、上が一般管理費、下が業務経費となっております。当初計画100万円単位で804とございましたが、変更後881となっております。増が100万円単位で77となっておりますが、その内訳はそこにありますように人件費ですとか謝金、レイアウト変更・什器等経費ということになっております。

下の業務経費も同様でございまして、100万円単位で83増となっておりますが、運用専門職員の退職手当や情報端末の借料等ということで、このようになっております。

説明は以上です。

○平野委員長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

○中村委員 議決の2とか3のあたりなのですが、35とか25とかポートフォリオが決まっていますね。乖離幅がそれぞれ10とか9とか4とかと決めてあるではないですか。それを設定する場合、前提として、一つは例えば企業だと年金運用の目標利益率を設定して、それを達成する上での許容リスク量を定めて政策配分比率を決めるということがあると思うのですが、まだ本日が初めてなので、どういう前提でこの目標、政策配分が決められているのかがわからないのです。それが一つ。

それから、議決事項の中で関係するのは、ポートフォリオがあって、乖離幅が決まっている。例えば35%が政策配分率で乖離幅が10%だと25～45になったら変えるとありますね。

だけど、変えるのが政策配分率に戻すのか、10%乖離しているのを乖離幅を9%に戻すのかとか、それによっていろいろと政策配分をすることによって市場に与えるインパクトが随分違います。そういうルールはどこかに決まったものがあるのか。

以上2点についてお願いします。

○平野委員長 水野理事、いかがでしょうか。

●水野理事 ありがとうございます。

まず、基本ポートフォリオの設定に当たりましては、財政検証から求められる目標利回りを最低のリスクで達成するような政策、ポートフォリオをということで、何度もシミュレーションを繰り返し、半年ほどかけてつくったものが、先ほど中村委員が御指摘になった株50%、債券50%という基本ポートフォリオです。

当時、GPIFの運用につきまして、有識者委員会からより機動的に運用してほしいという要請があったということと、もう一つは過去の経験において、中心線に無理に近づけるという運用がマーケットのインパクトや運用上の不要な損失を生んだという反省等もありまして、当時の運用委員会で議論した結果、それぞれtwo standard deviationを乖離幅とするという意思決定が行われています。

GPIFの執行部としましては、基本ポートフォリオの中心線を基本方針としながらも、乖離許容幅の中でまさに市場の環境に合わせた機動的な運用を行ってきておりますので、そのあたりはリスク管理の報告の中でも、どのぐらいの乖離幅で運用されているということは御報告させていただきますが、乖離幅の中での運用方針につきましては、今後、具体的な例をもってまたいろいろと説明をさせていただくのが一番わかりやすいと思います。

執行部の与えられたミッションとしては、乖離許容幅の中で最もリスク・リターンの効率的な運用になるようにリバランスを日々行っていくことであるということによって運用しております。

○中村委員 ありがとうございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

これは次回、次の基本ポートフォリオ策定に当たって、我々自身がきちんと理解した上でまた議論を重ねるということだと思います。どうもありがとうございました。

せっかくですから、私から1点だけ。先ほど予算の御説明がありました。一方、冒頭に高橋理事長から運用の高度化とか、それに見合う人材の育成というお話がございました。現在の予算がそうしたGPIFの運用の高度化、人材の育成にとって十分な規模なのか。その辺についての感じを理事長のほうから一言、御説明いただければと思います。

○高橋理事長 ありがとうございます。

中期の計画でいただいている予算額につきましては、今、運用しているところで、何らかの天井感を覚えるということはありませんし、人材につきましても、いただいております人の枠の中で適切な人を採用するということで努力しておりますので、これについても枠を急に拡大してほしいという天井感は持っておりません。

○平野委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○加藤委員 中期計画の変更のところ、29ページの「4. 透明性の向上」の第2パラグラフに「また、運用受託機関等の選定等に関しては」という3行の文章があるのですが、2つ疑問があります。1つは、透明性の向上のところでなぜこれがあるのかよくわかりませんでした。つまり、選択に関して経営委員会が関わるということだと思いののですが、それがなぜ透明性の向上というところにあるのかわかりませんでした。

それから、運用の受託機関の選定というかなりスペシフィックなテーマ一つが取り出されているのですが、なぜ運用機関の受託の選定というものがあえてここにピックアップされているのかというのがわからなかったのです。その意図が何か御説明いただければと思います。

○平野委員長 いかがでしょうか。

三石理事。

●三石理事 もともとは中期目標の中で、厚生労働大臣から示されました中期目標にも同じような表現がございまして、これに準じたものでございます。

具体的には13ページでございすけれども、ここで全く同じような表現がございまして、私どもが厚生労働大臣に認可申請をする中期計画を忠実に反映させたものでございます。そういう意味では、もしあれでしたら、厚生労働省から答えていただいたほうがよろしいかと思ひます。

○平野委員長 諏訪園審議官、どうぞ。

●厚生労働省諏訪園大臣官房審議官 では、補足して御説明させていただきたいと思ひます。厚生労働省の審議官、諏訪園でございす。

もともと、既にお願ひしております中期目標があり、それを今回のガバナンス改革の施行に伴って改正するという関係上、前に書いてあったものの位置を余り動かさないということの基本にしてございす。そして、透明性の向上のところの旧を見ていただきますと、この「また」のところが運用受託機関の選定過程や管理運用委託手数料の水準については運用委員会の審議を経るなど、運用委員会の適切なモニタリングのもとでその透明性を確保するというように、受託機関の選定ですとか、手数料の設定、その水準をどう考えるか。あり方については、運用委員会でモニタリングをしてください。そして、それによって透明性の確保を図ってくださいというのが前の中期目標でお願いをしていたこととございす。

これにつきまして、よりスペシフィックに、選定過程というふうに絞り込んだり、手数料の水準というふうに絞り込んだりしていたわけですが、むしろそこを「選定等に関しては」と少しざっくりと指定し、また、経営委員会が重要事項と判断する事項について審議を経て議決を行う。これは例示ですので、ほかの関与の仕方もあると思ひますが、そのように、事柄に応じて審議をする、あるいは議決をする、あるいは報告を受ける、あるいは

監査委員会がモニタリングをする。そういうさまざまなやり方がありますし、事柄も選定等としてありますので、過程や委託手数料その他等々さまざまある中で、何をどうするかということを基本的には経営委員会で判断して、いずれにしてもそういう適切な監督のもとで、透明性を確保していただきたいということで、まだスペシフィックなのかもしれませんが、どちらかというところ少し包括的に書く工夫をしたつもりでございます。

以上です。

○平野委員長　ありがとうございました。

運用受託機関等の選定、これはいわば例示であって、基本的には経営委員会自身がどこまでどのような形で関与するか、審議するかを決めていく。そういう一般規定になっているという理解でよろしゅうございますか。

●厚生労働省諏訪園大臣官房審議官　はい。

○平野委員長　ほかに御意見、御質問がございませんようでしたら、議決に入りたいと思います。

それでは、GPIF法第5条の6第2項の規定に基づき、議決をとりたいと思います。内容が関連しておりますので、議決事項1から議決事項4までをまとめて議決をとりたいと思いますが、異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○平野委員長　よろしゅうございますか。

それでは、まとめて議決をとります。

議決の手續について御説明します。議決に当たりましては、委員長を含め、各委員は「賛成」「反対」「棄権」のいずれかの意思表示をしていただきます。

「賛成」または「反対」のいずれにも挙手されなかった場合は「棄権」とします。「棄権」は出席委員数に含めた上、「可否」の「否」つまり反対として扱います。また、意思表示をせず退席される場合は、出席委員数には算入しないことといたします。退席される方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないということでよろしゅうございますか。

それでは、まとめて議決をとります。

原案について特段の修正意見はありませんでした。したがって、原案について議決をとりたいと思います。

本案の承認に「賛成」の方は挙手願います。ありがとうございました。

本案の承認に「反対」の方は挙手願います。ありがとうございました。

それでは、議決結果の報告につきまして、経営委員会事務室からお願いいたします。

●辻経営委員会事務室長　10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長　ありがとうございました。

賛成する委員の数が全員ということで過半数でしたので、本案につきましては原案のとおり当委員会として承認することが決まりました。

それでは、5番目の議決事項「報酬等及び給与等の支給の基準の変更について」。執行部から説明をお願いします。

●驚巢総務部長 総務部長の驚巢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ページ番号121分の64をお開きいただきたいと思います。

議決事項5「報酬等及び給与等の支給の基準変更について」、御説明をいたします。本件につきましては、GPIF法第5条の3の規程において、報酬の支給基準、給与等の支給基準について変更があった場合、経営委員会の議決をいただく事項となっております。10月1日付のGPIF法の施行に伴いまして、役員給与規程、職員給与規程、そして職員退職手当支給規程の一部改正がございましたので、お諮りするものでございます。

121分の72をお開きください。改正の概要の説明資料で御説明させていただきたいと思います。

まず1でございます。役員給与規程の改正についてでございますが、GPIF法の施行により、経営委員、監査委員を設置することとなりました。それに伴いまして、役員給与規程に常勤委員、非常勤の委員等の俸給額を規定する改正を行うものでございます。なお、委員の報酬の考え方につきましては、客観的なデータに基づき検討を行う必要がありましたことから、コンサルタント会社、これはタワーズワトソンでございますけれども、調査委託を行いまして、その調査結果に基づく提言を踏まえまして、委員の報酬の設定を行ったところでございます。

具体的には、公的機関の類似職務との相対感を踏まえて設定したところでございまして、比較を行った公的金融機関につきましては、日本銀行、日本政策投資銀行等の類似職務と報酬の比較を行い、確定したところでございます。

次に2番目、職員給与規程の改正についてでございます。これもGPIF法の施行によりまして、経営委員会、監査委員会を設置することとなりました。そこで、経営委員会、監査委員会の事務をサポートする組織が必要となりますことから、経営委員会事務室、監査委員会事務室の設置を行ったところでございます。それに伴いまして、経営委員会事務室長、監査委員会事務室長の職務を新設いたしましたので、その職務に対し役職手当を支給できるよう、職員の給与規程の一部改正を行うものでございます。

「並びに」と記載しておりますけれども、従前の規程では、部長と室長の役職手当に若干の差がございましたが、昨今、室の人員増に加えまして、業務量もふえまして、マネジメントの範囲も広がりましたことから、役職手当の額を部長と室長と同額とする改正をあわせて行ったところでございます。

次に121分の73、3の職員退職手当支給規程の改正についてでございます。従前、職員の退職手当の支給につきましては、正規職員のみを対象といたしまして、退職後の生活保障の位置づけの退職手当を支給しておりました。有期契約の運用専門職員には、給料の一部を積み立て、退職時に後払いをするというポイント制としておりまして、正規職員のような生活保障の位置づけの退職金制度は設けておりませんでした。

しかし、GPIF法の施行によりまして、在職中は再就職活動が事実上できなくなるという規制が課せられることになりまして、再就職活動を行う場合には、退職してからでないとできないこととなりました。そうなりますと、一定期間の離職期間が生じることとなります。そこで、この期間を手当てするため、有期契約の運用専門職員、現在16名いるところでございますけれども、運用専門職に対しましては年俸の3カ月程度の退職金を支給するという制度の新設を行う規程の改正を行うものでございます。

以上の改正につきましては、ページ番号でいきますと121分の65から新旧対照表をつけておりますけれども、GPIF法の施行により、経営委員と監査委員が設置されたことに伴う規程の改正が主でございますので、この説明は割愛させていただきたいと思っております。

御説明は以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

●鷺巣総務部長 委員長、済みません。1点訂正がございます。

ページ番号でいきますと121分の73の施行日でございます。施行日は、10月2日付の施行でございまして、適用が10月1日付適用でございます。

○平野委員長 これは修正するということですね。

●鷺巣総務部長 修正させていただきます。失礼しました。

○平野委員長 どちらを。適用日と書くのですか。

●鷺巣総務部長 10月2日施行、10月1日適用という形に書きかえさせていただきます。失礼いたしました。

○岩村委員 済みません、確認ですが、施行と適用は何が違うのですか。

●鷺巣総務部長 本日付で規程の改正を行いまして、適用を1日付で適用するということです。

○岩村委員 普通、適用を施行と言うような感じもするのですが、何か違うのですか。公布と施行とは言いますね。施行された時点で通常適用されると言うのですけれども、施行と適用がいまいよくわからない。

●森審議役 普通は施行日から適用されるのですけれども、さかのぼりになりますので、適用の件について特別に記載する。そういう整理をしています。

○岩村委員 特別な手当てという理解でよろしいですか。

●鷺巣総務部長 はい。

○岩村委員 わかりました。

○平野委員長 そうすると、1の役員給与規程から全て施行日として10月1日となっておりますが、これを全て修正する。

○古賀委員 施行日がきょう。

よくあるといっちは叱られますけれども、適用をさかのぼってやるという場合があります。

すから、施行日と適用日をきちんとしておいたほうがいいのではないですか。

○平野委員長 済みません、もう一度この文言でおっしゃっていただきたい。

●鷺巣総務部長 平成29年10月2日から施行し、平成29年10月1日から適用すると記載させていただければと思います。

○平野委員長 そういう記載でよろしゅうございますか。

それでは、議決に入りたいと思います。

議決の手續につきましてはこれまでと同様のため割愛いたします。なお、意思表示をせず退席される方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、今、鷺巣さんから御説明があったとおり文言を修正するという条件のもとで採決をしたいと思います。

修正後の原案ということでございますが、本案の承認に賛成の方は挙手願います。

反対の方は挙手願います。

それでは、議決結果の報告につきまして、経営委員会事務室からお願いいたします。

●辻経営委員会事務室長 10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長 よって、賛成する委員の数が過半数ですので、本案については原案を修正した内容で当委員会として承認することに決まりました。修正内容の確認につきましては、私に御一任いただきたいと思いますと考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○平野委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。6番目の議決事項「制裁規程の変更について」。執行部から説明をお願いします。

●鷺巣総務部長 それでは、121分の74をお開きいただければと思います。

議決事項6「制裁規程の変更について」、御説明をいたします。本件につきましては、GPIF法第5条の3第1項の規定におきまして、制裁規程の変更があった場合は経営委員会の議決をいただく事項となっております。そして、議決をいただきました後は、変更後の制裁規程を厚生労働大臣に届け出るとともに、公表することとなっております。10月1日付のGPIF法の施行に伴いまして、制裁規程の一部改正がございましたので、お諮りをするものでございます。

制裁規程につきましては、制裁を科す際の手続などを規定しているものでございます。今回のGPIF法の施行によりまして、経営委員、監査委員を設置することとなりました。それに伴いまして、制裁規程におきましても経営委員を位置づける改正を行いますこと、また、制裁事案が発生した場合の報告先に監査委員を加えるなどの規程の一部改正を行うものでございます。

その他、実質的な改正といたしまして、ページ番号121分の75でございます。第2条の制裁を科す場合の規定につきまして、旧の右側でございますが、GPIF法を一つ一つ引用しまして、これに反したときは制裁を科すとしていました。また（4）ではその他ふさわしく

ない行為と規定していたところがございますが、今回の改正では、関連法を個別に引用するよりも、包括的に規定をしたほうがよろしいのではないかと考えました。それが一つの改正でございます。

飛んでいただきましてページ番号が121分の77、第10条というところがございます。第10条の規定でございますけれども、これは制裁委員会の構成について規定しているところがございます。この構成にコンプライアンス・オフィサーを追加するという改正を行うものでございます。この改正の内容につきましては、121分の75から新旧対照表をおつけしておりますが、今回のGPIF法の施行によりまして、経営委員、監査委員が設置されたこと等に伴う改正でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは議決をとりたいと思っております。議決の手續につきましては、これまでと同様のため、割愛いたします。なお、意思表示をせず、退席をされる方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないということで進めさせていただきます。

原案につきまして、特段の修正御意見はありませんでしたので、原案について議決をとりたいと思っております。

本案の承認に賛成の方は挙手願います。

反対の方は挙手願います。

それでは、議決結果の報告につきまして、経営委員会事務室からお願いいたします。

●辻経営委員会事務室長 10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長 よって、賛成する委員の数が過半数ですので、本案については原案のとおり当委員会として承認することに決まりました。ありがとうございます。

それでは次の議題に移りたいと思っております。議決事項7と議決事項8でございますが、内容が関連しておりますので、議決事項7と8をまとめて執行部から説明をお願いいたします。

●三石理事 それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。資料は84ページをお開きいただきたいと思います。

「監査委員会の職務の執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項の制定について」という議決事項7のものでございます。こちらは今回の法改正に伴いまして、厚生労働省令で定める事項、具体的には84ページの下段のほう、こちらにございます一〜七の項目につきまして、法人として定めることが要請されているものでございます。

具体的に定める事項でございますけれども、85ページをお開きいただきたいと思います。ポイントのみ申し上げたいと思っております。

まず1番の監査委員会と事務室の設置等ということで、監査委員会の職務を補助するた

めに、監査委員会事務室を設置するということを定めております。

そして2番でございますが、補助職員の執行部からの独立ということで、理事長は補助職員に係る人事異動、人事評価、制裁及び懲戒処分、これは監査委員会の職務の補助に係るものに限りませけれども、これらについて監査委員会の事前同意を得るということを明記しております。

4番でございますけれども、役職員が監査委員会に報告するための体制等を定める事項でございます。まず、(1)といたしまして「投資原則及び行動規範の実施状況の報告」とございます。①といたしまして「理事長は、投資原則並びに理事、職員及び自らの行動規範の実施状況を確認し、監査委員会に報告する」とこととされております。

②といたしまして理事長、理事を除く役員。ここには経営委員の方も入るわけですが、「自らの行動規範の実施状況を監査委員会に報告する」ということを明記させていただいております。

86ページをごらんください。6番の「監査委員の職務の執行に必要な費用への対応」というところでございます。こちらは監査委員の方々が十分な活動ができるように、執行部が予算についての過剰な制限を行わないということ。一方で、実際に費用請求について執行部として内容のチェックができるということ。両方のバランスをとった表現ぶりとしていただいております。

読み上げさせていただきますが「監査委員は、その職務の執行に当たり必要なものについて管理運用法人に対して次に掲げる請求をすることができ、管理運用法人はその請求について、内容を確認した上で、これに応ずるものとする」ということで、具体的にはア、イ、ウにあるような費用等の請求について、先ほど申し上げたような手続にのっとり監査委員が請求をすることができるという形にしているものでございます。

続きまして、数ページ飛んでいただきまして91ページの議決事項8について御説明をさせていただきますと思います。こちら、今回の法改正に伴いましていわゆる内部統制に関する事項について、厚生労働省令の要請に従って事項を定めるものということで、具体的には91ページの下段にございますような一～五号に掲げられているような項目について定めたものでございます。こちらポイントを絞って説明をさせていただきます。

92ページをごらんいただきたいと思います。内部統制の関係では、1番の(1)のところでございますけれども、内部統制委員会を設置するということを明記しております。

そして(2)といたしまして、投資原則及び行動規範の遵守ということを明記させていただいております。また、内部統制のための各種委員会の設置をいうことで幾つか例を挙げさせていただきますと思います。「(4)契約審査会の設置」ということで、契約手続に係る公正性を確保するための契約審査会の設置を明記しております。

さらには「(5)コンプライアンス委員会の設置」ということですが、内部統制委員会のもとにコンプライアンス委員会を設置して、法令遵守及び受託者責任等の徹底を図ることとしております。

続いて（７）でコンプライアンスの関係につきましては、コンプライアンスハンドブックを作成し、役職員に配付して必要に応じて改訂を行う。そしてコンプライアンスに関する研修等を行うということも明記させていただいているところでございます。

93ページです。各種委員会という意味では、３番の（２）のところにございますけれども「運用リスク管理委員会の設置」ということで、各種リスクの管理を適切に行うために運用リスク管理委員会を設置するということが明記されております。

続いて「４ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」ということで、まず（１）といたしまして法人全体の管理運用業務の執行を適切に行うためということで、経営企画会議の設置を明記させていただいております。

そして（３）でございますけれども、管理運用業務のうちの、特に投資決定、これを適切に行うためにCIOを委員長とする投資委員会を設置するということを明記しているところでございます。

以上が議決事項の７と８でございます。

説明は以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

○中村委員 いろいろな委員会がたくさんあり、その目的はここに書いてあるとおりでと思うのですが、その陣容についてどういう人がやっているかとか、役割やレポート体系のようなものはどこかで提示とか説明はあるのでしょうか。

●三石理事 かなりいろいろな委員会がございますので、多少メンバー構成も異なっておりますので、改めて資料を整理して御説明をさせていただきたいと思います。

○中村委員 わかりました。

○平野委員長 ほかに御意見、御質問はございますか。

ないようですので、議決をとりたいと思います。内容が関連しておりますので、議決事項７及び議決事項８をまとめて議決をとりたいと思いますが、異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○平野委員長 それでは、議決に移ります。議決の手續につきましては、これまでと同様のため、割愛いたします。なお、意思表示をせず、退席をされる方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないということでよろしゅうございますでしょうか。

議決事項７、議決事項８、それぞれにつきまして特段の修正意見はございませんでしたので、原案につきまして議決をとりたいと思います。

本案の承認に賛成の方は挙手願います。

反対の方は挙手願います。

それでは、議決結果の報告について、経営委員会事務局からお願いいたします。

●辻経営委員会事務室長 10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長 よって、賛成する委員の数は過半数ですので、本案につきましては原案のとおり当委員会として承認することに決まりました。ありがとうございました。

それでは次の議題に移りたいと思います。9番目の議決事項「組織及び定員に関する重要事項について」。執行部から説明をお願いいたします。

●鷺巣総務部長 それではページ番号121分の100ページをお開きいただきたいと思います。

議決事項の9「組織及び定員に関する重要事項について」、御説明をいたします。本件につきましてはGPIF法第5条の3第1項によりまして、組織及び定員に関する重要事項につきましては経営委員会の議決をいただく事項となっております。このため、法人の組織と職制そして中期目標期間中の定員についてお諮りするものでございます。

まず、組織と職制につきましては、法人の組織規程に定めております理事長直下の組織といたしまして、資料に記載の部と室につきましてお諮りします。そして、職制につきましては、CIO以下コンプライアンス・オフィサーそしてリーガル・オフィサーまでの職制についてお諮りするものでございます。なお、今回のGPIF法の施行によりまして、組織の下線を引いております部分でございますけれども、経営委員会事務局、そして監査委員会事務局を法人の組織に新設する組織規程の改正を行いましたので、これを追加した形でお諮りさせていただくものでございます。

また、定員につきましては、第3期中期目標期間中の職員定員135人についてお諮りするものでございまして、この組織と定員について議決をお願いするものでございます。ちなみに、きのう10月1日現在の職員数は106名でございます。

121分の101ページには、組織図を載せさせていただいております。

それから、121分の102ページ以降に各部室がどのような所掌となっているのか資料をつけさせていただいております。なお、今回の改正におきましては、経営委員会事務局と監査委員会事務局が設置されまして、所掌が追加されました。

具体的な所掌を申し上げますと、121分の104になります。上段の箱の部分でございますが、経営委員会事務局の所掌につきましては、経営委員会の議事の運営に関すること、そして経営委員会の命を受けた業務に関することとしておりまして、幅広く業務が行えるようにしたところでございます。

監査委員会事務局の所掌につきましては、監査委員会の議事運営、監査の補助、会計監査人との連携、監査委員会の命を受けた業務に関すること等としておりまして、このような業務を担っていくということでございます。

御説明は以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

せっかくですから、私から1問だけ。定員について、今、中期目標期間中の最高限度が

135人と決められておりますが、この定員を決めるプロセスにつきまして、ごく簡単に御説明いただけませんか。

●鷺巣総務部長 第3期中期目標期間に入る前に、予算定員について予算折衝を行います。その中で、当初は131名という形で予算要求をさせていただいたところでございます。

今回、10月1日付で経営委員会事務室と監査委員会事務室の設置に伴いまして、4名ほど増員をさせていただいたところでございまして、10月1日から、135名という人数を最高限度としたところでございます。

以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○根本委員 職制というのは、例えば上席審議役と審議役と部長の差、関係というのかリンクというのがよくわからないので御質問させていただきます。

あともう一つ、報酬というのは仕事内容に対する達成度とか、そういうもので決まる部分なのか、それとも職位で決まることが多いのでしょうか。どういうものなのでしょう。

●鷺巣総務部長 まず、組織規程に設けております職制としまして、ここに記載しております職位、CIO以下が規程上定められている職制でございます。審議役の上には上席審議役、こういうような位置づけでございまして、それぞれ役割に応じた形で職制が定められているところでございます。

報酬につきましては、別の考え方で設けておりますけれども、役職手当につきましては、職制に準じた形での手当となっているところでございます。

以上でございます。

○平野委員長 ほかにございますでしょうか。

○中村委員 もう一個いいですか。

先ほど説明のあった委員会と内部統制の整備でコンプライアンス委員会が出ていると思うのですが、説明資料には出てこないもので、これと組織との関係がよくわからないのです。委員会をつくって組織表に出てこないというと、そのミッションが全体との関係で言うと、この委員会の決議がどこに対してレポートされるのかとか、組織的な動きの関係がちょっとこの説明資料ではよくわからないので、それをまとめたものがあるといいなと。

●三石理事 本日御用意できればよかったのですが、大変恐縮でございますけれども、別の機会に改めてと思っております。

各委員会にそれぞれ委員会の設置規程がございまして、そちらのほうで構成メンバーやレポートラインなど、そういったことが定められておりますので、別の時間に御説明をさせていただければと思います。

○平野委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議決をとりたいと思います。

議決の手續につきましてはこれまでと同様のため、割愛いたします。なお、意思表示をせず、退席される方はいらっしゃいますでしょうか。おられないということで進めさせていただきます。

原案につきまして、特段の修正御意見はございませんでしたので、原案について議決をとりたいと思います。

本案の承認に賛成の方は挙手願います。

反対の方は挙手願います。

それでは、議決結果の報告につきまして、経営委員会事務室からお願いいたします。

●辻経営委員会事務室長 10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長 よって、賛成する委員の数が過半数ですので、本案につきましては、原案のとおり、当委員会として承認することが決まりました。

ありがとうございました。それでは次の議題に移りたいと思います。議決事項10、議決事項11でございますが、内容が関連しておりますので、両議決事項をまとめて執行部から説明をお願いいたします。

●三石理事 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、105ページでございます。議決事項10「投資原則及び行動規範の変更について」ということでございます。こちらの会議室の壁にもございます投資原則、それから行動規範につきまして、今回のガバナンス改革に伴いまして変更するもの、そして実質的な内容の変更をするもの、あわせてございます。

具体的には106ページをごらんいただきたいと思います。まず、投資原則の一部変更でございます。

新旧対照表でございます。まず、最初の部分でございますけれども、従来、「運用委員会」と書かれていたところを今回の改正に伴いまして「経営委員会」と変更したところがございます。こちらのほうはガバナンス改革に伴う、ある意味形式的な改正でございます。

そして、実質的な改正の部分でございます。投資原則には4つ柱がございますけれども、そのうちの4本目の柱といたしまして、スチュワードシップ責任を果たすようなさまざまな活動についての規定がございます。ここにおいて、大きく2点改正をしております。1つは右側の旧のところをごらんいただきたいと思いますけれども、従来の投資原則では「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動」ということで、株式投資に限定されておりました。しかしながら最近、私どもは株式投資のみならず、最近もオルタナティブ投資の公募プロセスに入っているところでございますけれども、オルタナティブ投資におきましても、運用機関に対してスチュワードシップ責任に対する取り組みを求めるといったようなことで、株式投資以外の分野についてもスチュワードシップ責任を果たすような取り組みを実施しているところでございます。ということで、旧来の「株式投資においては」という文言を外すというのが1つ目の変更理由でございます。

2つ目といたしましては、「スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動（ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した取り組みを含む。）」ということを明記させていただいたところでございます。こちらのほうも昨今、私どもはスチュワードシップ責任を果たす一環といたしまして、例えばESGの国内株式に対する指数の採用、投資でございますとか、さまざまな活動を実際に実施しているところでございます。投資に関する大きな原則の中で、ESGに関する記述を明記すべきではないかということで、明記させていただいた。このような2つの変更を含んでいるものでございます。

次のページをお開きいただきまして、行動規範についても変更がございます。107ページでございますけれども、こちらはガバナンス改革に伴う形式的な改正でございます。右側の旧来の文章では運用委員会の委員というような書き方になっておりますけれども、今回、経営委員の方々は役員ということでございますので、シンプルに行動規範の対象として「役員、職員及びGPIFの指揮監督を受けてその業務に従事している者」を対象とすると変更しております。なお、GPIFの指揮監督を受けてその業務に従事している者というのは派遣職員のことでございます。

また、行動規範の「【2】受託者としての責任」のところで運用委員会という表記がございましたが、こちらを経営委員会に改めるという改正でございます。

108ページでございますけれども、同様に運用委員会を経営委員会と改めるという形式的な改正でございます。

以上が議決事項10でございます。

続いて、109ページをお開きいただきたいと思います。議決事項11「役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項について」でございます。

私どもは、いわゆるコンプライアンスに関しまして、さまざまな規程がございます。コンプライアンスの規程を今後、特に経営委員の方々にどのように適用するかという問題がございます。この後、審議事項ということで御議論いただく予定でございますけれども、こちらのほうもまずは今回のガバナンス改革に伴いまして、従来、運用委員会あるいは監事と書かれていたところについて、それぞれ経営委員会あるいは監査委員あるいは監査委員会と変更する必要があるがございますので、その点について変更をしたいというのが議決事項11でございます。

ただ一つ、実質的な変更がございます。それが109ページの1番のところでございます。「役員の再就職の制限に関する規程」でございます。具体的に新旧でござんいただきますと、110ページをござんいただきたいと思います。これは、役員の再就職の制限に関する規程というもので、この規程においては、退職後2年間は私どもが契約を結んでおります運用機関等への再就職を自粛するというルールでございますけれども、その対象につきまして、旧来は第1条のところに「役員」と裸で書かれておりますので、非常勤の方も含めての対象になっておりますが、今回、経営委員の方々のほとんどが非常勤でいらっしゃいます。そういった方々が役員に入られたということもございまして、この対象はあくまで常勤の

役員ということで、括弧をして「非常勤の者を除く」という形で非常勤の役員の方はこの規程の対象から外すという改正を行っております。

以上が議決事項の11でございます。

説明は以上でございます。

○平野委員長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、議決をとりたいと思います。内容が関連しておりますので、議決事項10及び議決事項11をまとめて議決をとりたいと思いますが、異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○平野委員長 それでは、議決の手續につきましてはこれまでと同様のため、割愛いたします。なお、意思表示をせず、退席される方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないということでよろしいでしょうか。

原案につきまして、特段の修正御意見はありませんでしたので、原案について議決をとりたいと思います。

本案の承認に賛成の方は挙手願います。

本案の承認に反対の方は挙手願います。

それでは、議決結果の報告につきまして、経営委員会事務室からお願いいたします。

●辻経営委員会事務室長 10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長 よって、賛成する委員の数が過半数ですので、本案については原案のとおり当委員会として承認することが決まりました。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。本日最後の議題となります。審議事項「コンプライアンスに関する主な規程について」。執行部から説明をお願いします。

●三石理事 それでは116ページをごらんいただきたいと思います。「コンプライアンスに関する主な規程について」ということでございます。

コンプライアンスに関してはさまざまな規程がございますけれども、まず、その基本的な考え方について申し上げたいと思います。最初の○のところでございますが、管理運用法人、私どもGPIFにつきましては、まさに公益性、公共性ということで、いわゆる「みなし公務員」の規定が置かれております。具体的にはGPIF法の第14条でございますけれども「管理運用法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」ということになっております。

したがって、例えば刑法197条の収賄罪、業務の関連で金銭その他特別な利益の提供を受けた場合には収賄罪に問われるケースもあり得るということで、こういったみなし公務員の規定が置かれているというポイントがまず1つございます。

そういった中で、さまざまなコンプライアンスに関する規程のうち、特に重要と考えられるものについてポイントを絞って御説明をさせていただきたいと思います。なお、具体

的な規程そのものはお手元の関係法令の中に7番から13番にかけてがその規程でございますが、かなり細かいものでございますので、こちらのパワーポイントの資料でポイントを御説明させていただきたいと思っております。

まず「役員の兼職等に関する制限」でございますが、こちらは常勤役員と非常勤役員で制限の内容が異なっております。特に常勤役員についてはその制限がより厳しい内容となっております。

例えば、原則といたしまして、常勤役員の場合には営利団体の役員、顧問もしくは評議員を兼職することや、みずから営利企業を営むことが禁止されております。一方で非常勤役員、まさに経営委員の大部分の方々がこれに当たるわけでございますけれども、運用受託機関及び資産管理機関として管理運用法人と契約を締結している事業者の顧問または評議員につくことが禁止されているということでございます。なお、そもそもこういった運用受託機関等の役員になることについては、法律上の欠格事由になっておりますので、その点はこの規程では規定されておられませんけれども、顧問または評議員につくことが非常勤役員の場合には禁止されているところでございます。

続きまして117ページでございます。役職員の金融商品の取引等に関する規定というところでございます。GPIFでは株式の投資などを行い、また、そういった情報を有する立場にあるということもございまして、原則といたしまして、自己または他人の名義をもって株式等の取引を行うことは禁止されております。具体的な対象物といたしましては、そちらにございますような株式のほかに私募ファンドも対象になっております。

ただ、取引の例外がございまして、下段のところでございますように、幾つかの事由がある場合には、審査委員会、これは委員長が総務部長でございますけれども、この審査委員会の承認を受ける形で取引が可能になるということです。例えば、相続税対策などの関係で、持っている株式を売却せざるを得ないといった租税公課の支払いへの充当でございますとか、あるいはそもそも当法人の役職につく前に締結された契約の履行でございますとか、そうしたやむを得ない事情があるという形で審査委員会の承認を受けた場合につきましては、株式の取引が認められるという形になっております。

続きまして118ページでございます。いわゆるインサイダー情報の管理の規程でございます。職務に関しまして、インサイダー情報を知った方についての手続が書かれておりまして、具体的には下段の【重要情報を取得した場合の対応】というものがございます。多くの金融機関などで行われている取引に準じた扱いでございますけれども、重要情報を取得した場合、これはあくまでも私どもGPIFの役職員としての職務上、取得した場合には、直ちにリーガル・オフィサーあるいは理事長が指定した補助者、これはリーガル・オフィサーを補助する者でございます。そちらに報告をする。そして、基本的にはこの重要情報はリーガル・オフィサーが統括して管理するというような手続となっております。

続きまして、119ページです。倫理規程ということでございまして、こちらは国家公務員におきましても倫理規程が制定されておりますが、その内容と同一の内容ということにな

っております。この場合の利害関係者との金銭あるいはその他のサービスのやりとりが問題になるわけでございますが、その場合の利害関係者としたしましては、これは国家公務員の倫理規程と同様でございますけれども、支出の原因となる契約に関する事務に関連しての事業者ということになります。

したがいまして、例えば何か物件の購入、机とかテーブルなどの購入ということでは、私ども執行部のそれを担当する職員にとっては、その調達先が利害関係者にはなりませんけれども、経営委員の皆様は直接そういった物件の購入には職務として当たらないので、そういう意味ではそれに関する事務、職務等においてというところからは外れるわけでございます。しかしながら、先ほども御議論がございましたように、例えば運用機関の選定というところについて、経営委員の方々が関与されるということになりますと、運用受託機関あるいは資産管理機関、こういった事業者がまさに利害関係者に該当するということになります。しかも、それは実際に契約を締結している事業者のみならず、契約の申し込みをしている事業者、私どもで言えば例えばエントリーをしているような事業者あるいはマネジャーエントリーの申し込みをしようとしていることが明らかであるような事業者、こういった事業者が利害関係者に当たるということでございます。

そして、さまざまな禁止行為がございまして、ここでは代表例を挙げておりますけれども、例えば利害関係者の負担で会食をするということ。これも幾つか例外事項がございまして、例えば20名以上の者が出席する立食パーティー、あるいは職務として出席した会議での簡素な飲食。具体的には3,000円程度。これも国家公務員の場合、具体的な基準が定められておりまして、それにのっとっているわけでございます。こういった簡素な飲食はこの対象外であるというようなこと。それから、自己負担で、割り勘で飲食することは可であるけれども、その場合、自己負担が1万円を超える場合には、あらかじめ届出が必要というような手続となっております。

また、遊戯あるいはゴルフと明記されておりますけれども、これらについては、例えば自己負担であっても、利害関係者とこういったものを行うことについては禁止されるということでございます。

それから利害関係者からの金銭・物品等の贈与でございますとか、貸し付け、あるいはサービスの提供を受けるということも原則禁止されております。ただ、その下の※にございますような私的な関係。例えば親族の関係でありますとか、あるいは大学時代の同級生でございますとか、そういった私的な関係にある利害関係者との間では例外扱いになっておりますが、それも例えばたび重なるというような、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に、あくまでも限定されるという扱いになっております。

また、その次の○でございまして、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演、著述、放送番組の出演等を行う場合。この場合にもあらかじめ承認を得る必要があるということ。さらには、役職員につきましては事業者から1件5,000円を超える贈与等あるいは報酬の支払いを受けたときには四半期ごとに贈与等報告書を法人に提出していただ

くという手続になっておりまして、こちらも国家公務員と全く同様の扱いになっております。

こういったものに違反する行為があった場合には、先ほども御紹介させていただいた制裁規程でございますとか、就業規則に基づく処分の対象になるということでございます。

120ページでございますけれども、取材等対応規程でございます。基本的に、役職員の方々におかれましては、取材の申し込みを受けたときには速やかに広報責任者、現在ですと企画課長になりますけれども、そちらに連絡をいただくということになります。原則、取材は広報一元化という観点から、広報責任者が応じるという形にしております。そして、広報責任者が何らかの形で応じられない、あるいは専門の話で担当なり専門のほうから応じざるを得ないという場合には、広報責任者立ち会いのもとでその専門家が当たるという形になっております。

また、公開の会議や講演への対応ということでございます。こちら原則としては事前に広報責任者へ報告をしていただくという形になっています。しかしながら、もともと発言する予定はなかったのだけれども、例えば司会者にいきなり指名されて、管理運用法人について発言せざるを得なかったなど、このような場合でも、速やかに事後報告を広報責任者のほうにさせていただくこととなっております。

さらには一番下の○のところでございますけれども、私ども法人と密接な利害関係にある金融機関主催の会議、講演につきましては、原則としてGPIFに関する発言を行ってはならないという扱いとなっております。

最後に121ページでございます。役員の再就職の制限に関する規程でございます。先ほど議決をしていただきまして、この場合の役員につきましては今回からは非常勤の者を除くという扱いになっておりますが、常勤の役員におきましては最初の○にございますように、「任期满了前、満了後を問わず、退職後2年間は、在職中に管理運用法人と取引を有する運用受託機関及び資産管理機関への就職を自粛する」ということになっております。これらの項目を遵守する旨の誓約書を法人のほうに提出していただくという扱いとされているところでございます。

以上が今のコンプライアンス規程の取り扱いでございまして、この取り扱いについて御議論をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○平野委員長 ただいまの審議事項の説明につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

中村さん。

○中村委員 原則は当然と思っておりますが、さっきの※がついているものの私的な関係がある利害関係者について私的なということが、私の所属するいくつかの会社の活動で関係するものが私的な関係になるのかなと思うのですが、どう理解すればよいのか。関係するような内容は多分出ないと思いますけれども、出たときに報告しなければいけない。報告

しなければいけないときに、その内容がそれらの会社のM&Aのような具体的な案件を言えないようなケースでどう言えばよいのか困るように思います。

●三石理事　ここで言っている私的な関係の典型的な例は、例えば原則Aアセットマネジメント会社とゴルフをやることは禁止されている。しかしながら、例えば、大学の同級生同士で今度何十年ぶりに集まるので、やろうというところに参加できないかという、それはある意味例外的には認められるのだろうと。あるいは、御親族で集まるときに、たまたまそこにそういった利害関係者がいるというのはまさに私的な関係として例外扱いできるだろうということでございます。

例えば、中村委員が今、言われているような御自身のお仕事の関係で、Bアセットマネジメント会社とゴルフなり会食をされるといったときに、しかしながらそのBアセットマネジメント会社は当法人の採用されている機関であるということになりますと、そこを単に私的な関係であると整理をするというのはなかなか難しいかなと思います。

○中村委員　アセットマネジメント会社とやることは余りないと思うのだけれども、それは日常の話だから、こういう案件を運用したいのですけれどもと言われたものを私のところでああだこうだ言うことはあり得ないと思うのだけれども、投資銀行業務をやっているところなのです。それについて意見交換はあると思うのですけれども、そういうときにその内容は言えませんがということに困ってしまうなど。

○平野委員長　今の中村委員のお話は意見交換とおっしゃったけれども、飲食を伴わない日中での。

○中村委員　伴うと思うのですが、そういうときに困ってしまうのです。

○平野委員長　伴うケースと伴わないケース、これは分かれているはずです。

○中村委員　飲食を伴わないケースだったらいいわけですね。伴ってしまうケースですね。

○平野委員長　そういうことですね。

○中村委員　会社が案件をここに決めるというときに、飲食はないけれども、こういうM&Aの案件がありますけれどもということで会うことはありますね。そのときに、正式に会社で議論することは当然ありますし、それ以外のところもある。それ以外のところが結構、情報をかき集めるとき、相手が持っている案件、いつも接触しているところの案件ではない案件とかそういうセレクトをする前に情報提供があるときは正式にとんとんとドアをたたくときではないときから始まるものだから、そういうときはどうなのかと。今、具体的にそれがあわけではないのだけれどもね。

●三石理事　お気をつけいただきたいのは、たまたま会食なりゴルフなり何かをやっている際に、具体的なGPIFとの業務の話になるかならないかということが問われているわけではなく、外形的にGPIFの利害関係者と認められ、そこで全く業務の話が出なかったとしても、それは倫理規程からすると抵触するというのが今の取り扱いでございまして、そういった点もどう考えるのかということになるかと思います。

全ては先ほどの倫理規程、利害関係者のところにも書かれております。具体的には119

ページの真ん中辺の※のところでございますけれども「公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる」かどうかというのが基本的な考え方でございますので、先ほどのように、仮に会食中に具体的なGPIFに関わるような話が出なかったとしても、でも、A信託銀行あるいはB投資顧問会社と頻繁に会っているではないか。しかもそれが会食やゴルフをやっているではないかというときに、一般の方からどう思われるか。

○中村委員 これで頻繁に会うことはないと思うのだけれどもね。

それは、投資銀行はいいのですか。アセットマネジメントはやらないで。でも、相手は余資はやるわな。

○古賀委員 中村さんのこういうお悩みは、個別に具体的に詰めないと。8月にリリースされて以降、自分が考える以上に経営委員会や経営委員の位置づけというのは、世間は非常に注目しているということがだんだん私自身も思い知らされているわけです。そういうことからすれば、やはりみなし公務員という位置づけがあるわけで、今の倫理規程を項目から変えるということはまずいのではないか。きちんとしておく必要がある。それは非常に重要なベースとして、みんなが持つておかなければならないのではないかという思いがだんだん強くなってきているのです。

私も最初は少し幅をもって考えてもいいのではないかと考えていたのですが。ただ、中村さんの場合の職務との関係と言われると私もちょっと判断できないのですけれども、具体的なケースで詰めていただくことでは。

○中村委員 基本はこれだと思うのです。原則はね。これを揺るがすことは全く必要ないと思うのだけれども、具体的な話があったときに、少しぐらい相談の余地は残してほしいなと。

○平野委員長 具体的なお話があったというときに、GPIFの倫理委員会等で御相談に応じるということ是可以するわけですね。

●三石理事 基本的には私ども執行部の関係であれば、今もコンプライアンス・オフィサー、つい最近まで私でしたけれども、今度、後任の森がコンプライアンス・オフィサーになります。そちらのほうで、一元的に今の規程の解釈とか管理を行っておりますので、個別に御相談があれば、そういう対応をさせていただきたいと思っています。

○平野委員長 それで、これは今の古賀委員のお話ではないけれども、要するに、判断が入るわけです。判断は非常に難しいところで、李下に冠を正さずということで、非常に厳しく判断すれば、場合によっては中村さんのお仕事にも差しさわりがあるかもしれない。グレーゾーンが結構多いと思うのです。その辺のサポートはコンプライアンス・オフィサーのほうで御相談すればしていただけたらと考えてよろしいですね。

●三石理事 それもございますし、さらには今回、監査委員会もできましたので、御専門の先生方もいらっしゃると思います。そういった方々にも必要に応じて御相談させていただいて、お答えもできるかと思います。

○平野委員長 これはすごく重要なところだと思うのです。

基本的に経営委員会そのものもお互いの行動を相互チェックするという機能を本来的に負っているわけです。そういう意味では、経営委員会自体がきちんと具体的な形で議論することが重要ではないか。それが誤解を招かない方向に合致するのであれば、そういうことも考えてもいいかもしれない。この議論は今後とも深める必要があると私も思います。

○中村委員 別に変なことをしようとは思っていません。

○平野委員長 それは誰でもそうです。難しいのは、人から見てどうかというところなのです。

○中村委員 それは私も会社の看板も背負っていますので、この問題で会社の風評被害が起きるようなことはやりません。それはよく理解していますので、相談に乗っていただいたり、先方に対して失礼のないようにしっかり言えて理解してもらえれば良いと思っています。

○平野委員長 根本委員、どうぞ。

○根本委員 私は以前、格付け会社にて、格付け先との関係にconflicts of interestが生じ得るので、この規程には全く違和感はないのです。むしろもう少し厳しくて、5,000円が2,000円とか、銀行がやるパーティーも出てはいけないというぐらいだったのです。

確認したいのは、職員の方全員に適用されるということで、例えば全く利害関係のあり得ないような、内部のことをやっていらっしゃる方で、例えば金融機関の方とゴルフもしてはいけないとかは、ちょっと厳しいのかなという気もしなくもないのです。ただ、公務員に準ずるということで、そういうイメージすら与えてはいけないということなのか、その辺を伺いたかったのです。

●三石理事 先ほども御説明させていただきましたけれども、あくまでもその方の職務あるいは事務との関係で利害関係者が決まってまいります。例えば、運用機関の選定に携わっているラインの方、大体役員は全ての案件に関わりますから、理事長とか理事とか役員の方々はそのラインにいるということになります。しかし、例えば、その運用機関の選定とは全く関係のない経理をやっているとか情報システムをやっているというような人は金融機関との関係では利害関係者ではない。ただ、逆に、情報システムを扱っている人は情報システム業者とは取引関係のラインにいる人ということになりますので、情報システム業者の方々は利害関係者になるということです。あくまでも、通常の職員であればその方の職務がどうであるかということが関わってくる。ただ、何度も繰り返しになりますが、それがどんどんクラスが上がって行って、上の役職に行けば全ての案件に関わってきますし、経営委員の方々も先ほどから議論になっております、運用機関、資産管理機関の選定などにも関わるお立場の方ということになりますと、そういった運用管理機関や資産管理機関については利害関係者として扱われるということになります。

○平野委員長 どうぞ。

○加藤委員 今のことにとも関係するのですが、利害関係者の定義、範囲になると思います。経営委員会が最高意思決定機関であるとする、全ての契約に関わることになり、どこの会社と契約関係があるのかというのをあらかじめ教えておいていただかないといけません。例えば、GPIFが何とかという情報システム会社と実は契約していて、たまたま我々は知らないでその会社の人と重要な話をしてしまったという問題が起こる可能性があります。ですから、それは事前に教えておいていただけるということなるのですね。

●三石理事 これからの経営委員会と私ども執行部との関係であると思いますが、今のところ、中期目標なり、中期計画などで御議論されておりますのは、例示ということではございますけれども、運用機関あるいは資産管理機関の選定については明確に経営委員会の議決なり関与という形になっております。

では、例えば情報システムを何か購入する際に、こちらの経営委員会で議決の対象にするのかどうか。もし、今後そういったものも重要事項だから議決の対象にするのだということになれば、利害関係者という扱いになると思いますが、余り現実的ではないと思っております。そうすると、おのずと経営委員会に関わる分野が決まってきて、したがって、利害関係者もそんなに広がらないのかなと思っております。

○平野委員長 一つ質問です。121ページでございます。役員の再就職の制限に関する規程ですが、ここに書いてある内容は抜粋ですね。ここで※で「本委員会で議決されれば、『役員（非常勤の者を除く。）』と改正される予定」と書いてあるのですが、非常勤を除く役員に該当するのは、下の項目で言う再就職の制限だけであって、退職後の行為の自粛とか、誓約書の提出については非常勤の者も当然対象になってしかるべきではないかという気がするのです。この規定ぶりについては、もしそうだとすればそのようにしたほうがいいのではないかと。

●三石理事 先ほど議決していただいたのは、まさに役員の再就職の制限に関する規程の第1条、目的のところ。したがって、規程の対象になる人を誰にするのかというところで非常勤の者を除くという形で議決していただきましたので、そのままですと、再就職制限あるいは退職後の行為の自粛あるいは誓約書の提出、いずれも非常勤の方は除かれる。したがって、常勤の役員の方々だけが対象になるということになります。

○平野委員長 そういうことになるのですか。これはほかの中期目標における規程とか、そういったところとの整合性はとれていると考えてよろしいのですか。

●三石理事 中期目標については、場合によっては厚生労働大臣から与えられておりますので、厚生労働省の見解を伺わないといけないのかもしれませんが。中期計画あるいは中期目標につきましても、その下にございますが「役員の」というところがございます。特に常勤、非常勤をここでは明記をしておりません。そこは一つの判断があり得ると思っております。

○平野委員長 細かい別の話なのですが、例えば金融商品の取引に関する規程。117ページに【取引の例外】とございますでしょう。次の事由がある場合には審査委員会の承認を受

けて取引が可能となると。最初に租税公課の支払への充当。これは非常に具体的に書いてあるわけです。下から2番目のポツで、当法人の役職員につく前に取得した、つまり、既に持っていた株式の処分は、これはすごく一般的な形で書いてあるのですけれども、これは何か意味が。基本的にはやむを得ない事情がある場合に審査委員会の承認を得て処分することができるというのが原則と考えればいいわけですね。やむを得ない事情がある。租税公課はその一つであると。

●三石理事 基本的にはそういう考え方で、まさにやむを得ないと考えられるような。いずれも審査委員会の承認を受ける必要がございますので、そこで要は、やむを得ないと考えられるような事例でなければ承認の対象にもならないということになります。

○平野委員長 そうすると、下から2番目のポツは細かいのですけれども、これは不要ではないかという感じがするのです。これはすごく一般的な規定に見えるのです。

●三石理事 あるいはそういう御議論があれば、またこの規程を検討していただきたい。

○平野委員長 わかりました。ちょっとクリアに。これと租税公課という非常に具体的なことを併記してしまうと、ちょっと何か。

●三石理事 ぜひ、そういう問題提起もしていただきたいと思います。

○平野委員長 承知しました。

また、次回以降、議論させていただければと思います。

○中村委員 投資信託の追加買い増しなどがあるではないですか。

●三石理事 持株会ですね。

○中村委員 もともと持っていたもので、持株会ではなく、個人でやっています。

●水野理事 それは1番の規制にひっかかるのではないですか。売却規制がかかる。

●三石理事 単なる買い増しですと、まさに購入になりますね。

○中村委員 株はね。2番は違うでしょう。2番は短期売買でしょう。

●三石理事 投資信託の場合には、短期売買だけが禁止されている。

○中村委員 そういうことですね。だから、短期売買ではなく、追加でやって、前に持っていたものが長期でしょう。それに口数をふやしたとか、そういうふうになった場合に、解約していいものと、してはいけないものが出てしまうのではないですか。株は買ってはいけないよね。2番があるからな、とは思いますがね。

●三石理事 済みません。これをつくったときには、私どもは役職員を想定してつくっておきまして、今回のような経営委員のいろいろなバックグラウンドをお持ちの方を対象に考えていませんでした。まさに具体的にこういうケースはどうなのだ、こういうケースは当てはまらないのではないかということを出していただければ、また基本的な考え方に沿って、もう少し具体的に規程も直せるかと思います。

○中村委員 租税公課の支払いだけでなく、家の建て替えも入りますよね。

○平野委員長 それはもう、やむを得ない事情で。

○中村委員 そういうものはやむを得ない事情に入るのですね。

●三石理事 それはケース・バイ・ケースです。

○中村委員 ああだこうだ言われると、一つずつがみんな気になってくるのです。

○古賀委員 中村さんは懸案事項をいっぱい持っていますね。

○平野委員長 では、次回以降も引き続き議論を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は以上となりますが、執行部から連絡事項等があればお願いします。

●大石投資戦略部次長 それでは、口頭での御連絡となりますが、御容赦いただければと思います。

本件は、ことし8月29日に開催した第121回運用委員会でも一部御報告しているのですが、今年度は債券投資におけるESGの考慮について調査研究を行うこととしております。今般、世界銀行グループと共同で研究を行うことで合意いたしましたので、御連絡いたします。

また、本件につきましては、10月中旬の世界銀行・IMF総会期間中にこの件について発表する予定でございますので、あわせて御承知おきいただければと存じます。

以上です。

○平野委員長 水野理事から補足することがあれば。

●水野理事 ありがとうございます。

もともと、調査委託研究でESGの債券分野での活用を調査しようと考えておりましたが、このたび、プライベート・エクイティー等の投資で関係のありました世界銀行から一緒にやらないかという御提案をいただきましたので、進めさせていただくと。来月中に世界銀行がプレスリリースを出すようですので、驚かれてしまうといけませんので、一応事前に報告させていただいたということでございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

●辻経営委員会事務室長 次回、第3回「経営委員会」につきましてはiPadの左下に本を開いたようなマークがあります。それを押していただきますと、次回会合の予定についてという別なファイルがあるかと思しますので、そちらを開いていただけますでしょうか。

第3回経営委員会は15時～18時、大会議室で。15時からというのは、事前説明の予定でございます。

○古賀委員 第3回経営委員会の事前説明を15時からやるということですか。

●辻経営委員会事務室長 それで、16時からが正式に第3回経営委員会という形をとらせていただきます。よろしいでしょうか。

○中村委員 14時からここに来ないといけないのですか。

○平野委員長 これは監査委員会です。経営委員会は15時～16時。

○中村委員 15時からで良いのですね。

●辻経営委員会事務室長 15時～16時が事前説明の形になります。16時からが本当の経営委員会です。よろしいでしょうか。

それでは、情報管理部長のほうからお知らせを。

●金澤情報管理部長 情報管理部のほうから2点だけ、ごく簡単にお知らせをさせていた

できます。iPadで今と同じように左下の本のマークをたたいていただいて、真ん中に02、情報セキュリティ管理規程における役員等の主な遵守事項というファイルがありますので、それを開いていただきたいと思います。

2点あって、1つはファイルの保存とか印刷について、情報セキュリティに関するルール、ごく身近なところだけお伝えさせていただきます。

絵がまず出てきたのですけれども、システムの概要です。この法人は、この絵にあるようにインターネットにつながったネットワークシステム、左側の茶色っぽいところです。それとインターネットから遮断されたGDPRという右側の緑っぽいところ。この大きく2つのネットワークがあります。

まず、御留意いただきたいのですけれども、インターネットにつながった茶色いほう、ここのネットワークの中には、政府からの強い要請がありまして、法人の機密情報を保存しておくことができないというルールになっています。

何でこんなことを申し上げるかという、皆さんのお手元のiPad、これは実は茶色い側のインターネットにつながったほうのネットワークの一員として参加しています。このiPadでワードとかエクセルも使えるのですけれども、そこに法人の機密情報がある場合にはネットワークシステムの中で保存ができない。そのままファイルを保存するとここに入ってしまうということになっています。

ただ、例えばメールに張りつけるときに、一時的に保存しなければいけないですね。そういう一時的な保存は許されているのですが、その場合もパスワードをかけてくださいというルールになっています。だから、手元のiPadで何か作業をしました、ファイルができました、そこに法人の機密情報があります、例えばこの委員会の議論の内容がありますといった場合には、パスワードをかけた上で、一旦保存していただいて、そのままそこには置いておけないので、事務室のほうに連絡をしてください。メールでも何でも構いません。そうしましたら、事務室のほうで機密情報を保存してもよいほう、すなわち、緑側のGDPRのほうに移動して保存するということをさせていただきたいと考えています。あと、メールで送るという場合には、今、一旦保存したものをメールに張りつけて送っていただくのは結構です。ただし、その場合、ネットワークシステムの中にパスワードをかけた機密情報のファイルが残らないように削除をすることを忘れないようにしていただきたいと思います。

同じように、これはちょっと小さいからやりにくいというので御自宅のパソコンなどで仕事をするということがあると思うのですけれども、この場合も御自宅のパソコンがインターネットに接続されている場合、そこに法人の機密情報を残してはいけないという同じルールが適用されます。ですので、御自宅のパソコンで仕事をするのはいけないわけではないのですけれども、そこにずっと機密情報を置いておかなくて、速やかにメールで法人のネットワークのほうに送ってしまうとか、事務室に送って保存してもらうというような手当てをしていただきたいと思いますということがあります。

関連して、同じようにこれで仕事をしたときに、印刷をしたいというケースがあると思うのですが、技術的にそのまま御自宅のプリンターとか職場のプリンターで印刷することができないのです。これは御説明させていただいたときに申し上げましたが、手元にあるように見えても、実はこのパソコンの本体は法人のデータセンターにあります。データセンターのパソコンは、法人のプリンターにつながってしまっている。御自宅や職場での印刷はできないので、そこだけはちょっと御不便をおかけします。紙がどうしても必要な場合は、これも当面は事務室のほうに御連絡いただいて手配をするという形をとらせていただきたいと思います。

2点目になりますけれども、情報セキュリティ管理規程というものが法人にあって、そこにどんなことが書いてあるのか、今みたいなことのうちちょっと小難しいようなことが書いてあって、それが次のページとその次のページに文章で書かれています。これは一つずつをきょう読み上げることはしませんけれども、しばらく電子会議室に置いておきます。もしくは、後日メールで送らせていただくかもしれませんけれども、読んでいただきたいと思います。

ちなみに、これとは別に改めてどこかでお時間をいただいて、情報セキュリティに関するお話はさせていただきたいと思っています。例えばGmailなどのフリーメールの利用制限であるとか、ソーシャルネットワークサービスを使うときにどうすればいいかというようなことも身近な例としては関わってくると思いますので、また改めて御案内させていただきたいと思います。

最後に、きょうはこれでお知らせは終わりなのですが、電子会議システムを閉じて帰られると思います。メモした場合、メモしたファイルはどこに行ってしまうのだろうかということがあると思うのですが、お手元に1枚だけ、表裏の紙が置いてあります。最後にこれを閉じて帰っていただくことになると思いますけれども、同じように左下の本のマークをおしていただくと最初のトップページに戻ります。左上に退室というボタンが出ていると思います。この退室というボタンをさわっていただくと、もし、何かメモをして未保存のファイルがある場合は未保存ファイルが存在しますというメッセージが出ます。これを全部保存してしまっている場合には、右下の全て保存というものを押してください。

きょうのところは何に書いたとか、どのファイルに書いたとか、まだ初めてなので余りイメージがないかもしれませんが、だんだん使いなれてくると、これは保存しよう、これは要らないとなってくると思います。その場合は、ここに出てきたファイルのどれかをタップしていただくと、それが選択できるようになりますので、今度は右上にアップロードと出ます。これはある方とない方がいらっしゃるかと思います。もし、ある方がいれば出てくる。アップロードというようにやると保存されます。

○中村委員 押してしまった後だと出てこない。全て保存と押してしまったから。

●金澤情報管理部長 全て保存でも結構です。

○中村委員 もうアップロードという画面が出てこない。

●金澤情報管理部長 効果は一緒で、アップロードはとあるファイルを保存する。最初のでやった場合には全て保存されます。これはどこに保存されているかというと、電子会議システムのサーバー側に保存されているのです。今度、同じように御自身で入られたときは、一番下のマイフォルダというのがあるのですが、そこを開くと1回保存したものをまた見るすることができます。

そのほか、使い方は幾つかありますけれども、おいおい、またなれていただいて、まずは保存の仕方を覚えていただいて、最後にクローズしていただければと思います。

私からの連絡は以上でございます。

●辻経営委員会事務室長 机上に置かれています関係法令ファイルにつきましては、終了後、置いたままをお願いいたします。

事務室からは以上でございます。

○平野委員長 これで、第2回「経営委員会」は終了します。お疲れさまでございました。